

インタビュー 環境省の松崎廃棄物適正処理推進課長に聞く

一般廃棄物の適正処理と災害廃棄物対策

松崎 裕司 環境省 環境再生・資源循環局 廃棄物適正処理推進課長

×

坂川 勉 日本環境衛生センター 専務理事



坂川勉 専務理事と松崎裕司 廃棄物適正処理推進課長
(取材：2025年1月14日)

■ 1. はじめに

坂 川：（一財）日本環境衛生センター専務理事の坂川でございます。本日は環境省環境再生・資源循環局廃棄物適正処理推進課の松崎裕司課長を訪問しております。大変お忙しいところ時間を割いていただき、ありがとうございます。

環境省では循環型社会の構築に関して様々な施策を講じておられますが、今回は、廃棄物適正処理推進課の業務、具体的には一般廃棄物の適正処理や災害廃棄物対策を中心として、昨年2024年の振り返り、そして2025年の展望などについてお話を伺ってまいりたいと考えております。

■ 2. 2024年の振り返り

坂 川：最初に、2024年を振り返っていただきたいと思います。おそらくは昨年1月1日の能登半島地震により発生した災害廃棄物に関することが大変重要なこととして挙げられると思いますが、これについては後ほど、今後のことも含めてまとめてお話をお伺いします。そのほかにも多くの出来事がありましたので、それらのなかから印象深いものをいくつかご紹介いただきたいと思います。よろしくお願いします。

松崎課長：能登半島地震への対応については後ほど詳しくご説明いたしますが、まずはじめに、令和6年能登半島地震及び豪雨災害に

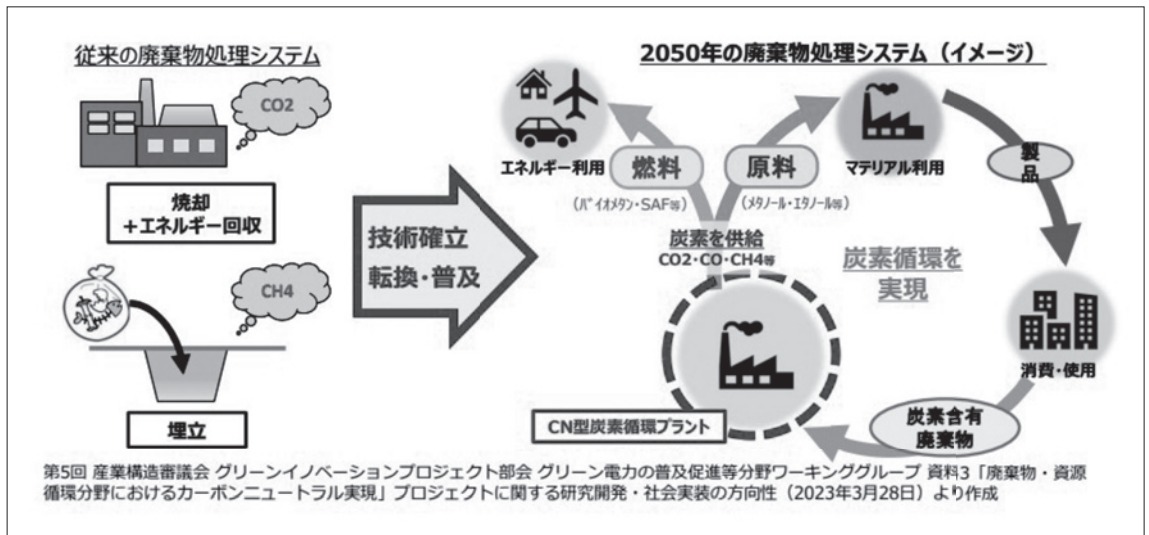


図1 GI基金における廃棄物・資源循環分野での取組み（イメージ）

出典：松崎裕司、「脱炭素社会と循環経済社会の実現に向けた廃棄物分野の重点施策」、
廃棄物工学研究所2024年度秋季シンポジウム「持続可能な社会の実現に向けて」、
（2024年11月29日開催）

より亡くなられた方々の御冥福をお祈り申し上げるとともに、被災された皆様にお見舞い申し上げます。また、御協力をいただいた皆様にこの場を借りて改めて心より感謝申し上げます。

さて、去年の振返りでは、沢山あるのですが、3つほど触れたいと思います。

【一般廃棄物処理施設の整備・更新】

1点目は一般廃棄物処理施設の整備・更新についてです。

令和5年6月に閣議決定された（廃棄物処理法に基づく）「廃棄物処理施設整備計画」におきまして、持続可能な廃棄物の適正処理を確保するために、広域化・集約化のより一層の取組み、また、施設整備をはじめとするトータルコストの縮減の必要性などが示されています。こうした方向性を実践するため、昨年3月末に「広域化・集約化の更なる促進」と「施設規模等の適正化・最適化」に係る通知を都道府県を通じて市町村にお示しするとともに、循環型社会形推進交付金等の関連予算において、長期広域化・集約化計画の策定

に対する都道府県への財政支援やその計画に沿って市町村が先進的な広域化・集約化を実施する際の施設整備費への交付率の嵩上げ、焼却施設等に関する交付対象上限値の設定などの制度改正を行い、令和6年度から取り組んでいるところです。

【カーボンニュートラル型廃棄物処理施設の技術開発（GI基金の執行）】

2点目は技術開発についてです。

令和6年2月に、国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構（NEDO）においてグリーンイノベーション（GI）基金事業における廃棄物・資源循環分野のプロジェクトとして4件採択されました（図1）。今回採択された事業については、いずれも従来の焼却処理を代替し、廃棄物を資源として循環させるとともに、CO₂などの温室効果ガスの排出削減にも資するカーボンニュートラル（CN）型廃棄物処理施設の技術開発を行うものです。

具体的な採択事業を簡単にご紹介すると、1件目は日鉄エンジニアリング株式会社

の採択事業です。CO₂分離回収を前提としたCN型廃棄物処理全体システムの開発であり、CO₂回収プロセスに影響を与える微量物質の特定などを行い、廃棄物に含まれる炭素回収率90%以上を目指すものです。2件目はカナデビア株式会社の採択事業です。CO₂高濃度化廃棄物燃焼技術の開発であり、CO₂が高濃度化された排ガスから安定的に90%以上の効率を達成するCO₂分離回収技術を開発するものです。3件目はJFEエンジニアリング株式会社と積水化学工業株式会社との協同で採択された事業です。ガス化改質と微生物を用いたエタノール製造による廃棄物ケミカルリサイクル技術の開発であり、ケミカルリサイクルシステム全体での炭素有効利用率27%以上を目指すものです。4件目は水ingエンジニアリング株式会社の採択事業です。バイオメタネーション技術の開発であり、メタン発酵バイオガスからCO₂を分離せず直接メタネーションによりメタン濃度97%以上のバイオメタン生成を目指すものとなっています。

いずれの事業においても次の開発ステージに進めるようサポートするとともに、採択された事業のプロジェクト責任主体として事業の進捗を管理し、開発・実証を行う技術の社会実装を実現するための施策を推進してまいります。

【一般廃棄物処理業務の 持続可能な実施のための取組み】

3点目は一般廃棄物処理業務の持続可能な実施のための取組みです。

昨年（令和6年）の春季労使交渉では、賃上げ額、賃上げ率ともに前年を大きく上回ったところですが、引き続き、物価上昇を乗り越える構造的な賃上げを実現するためには、特に我が国の雇用の7割を占める中小企業がその原資を確保できる取引環境を整備することが重要です。

また、一般廃棄物処理事業を確実に実施し、構造的な賃上げを実現するためには、昨今の

物価の状況なども踏まえた適切な委託料・処理料金が事業者を支払われることが重要です。

これらを踏まえて、環境省では、昨年9月30日に「一般廃棄物処理業務における「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」等を踏まえた対応について」という局長通知（環循適発第2409302号）を発出しました。

この通知では、市町村にはその区域内における一般廃棄物の適正な処理を確保しなければならないという極めて重い責任があること、適正処理や構造的な賃上げの実現等のためには適切な委託料等が事業者を支払われることが重要であることを示しています。また、価格交渉に関する指針（令和5年11月29日内閣官房及び公正取引委員会「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」）や基本方針（令和6年4月19日閣議決定「令和6年度中小企業者に関する国等の契約の基本方針」）を踏まえた一般廃棄物処理業務の委託の入札・契約手続の運用において特に留意すべき事項を整理しています。さらに、令和6年度地方財政計画において、ごみ収集や学校給食など自治体のサービス・施設管理等の委託料が増加しており、一般行政経費に300億円が計上されていることを踏まえ、必要な措置の実施に努めるよう求めています。

今後とも、この通知の趣旨が全国の市町村等に幅広く伝わり、適切に価格転嫁が実施されるよう周知していきたいと考えております。

■ 3. 2025年の展望

坂 川：ありがとうございました。今のお話をお聞きして、たくさんあるなかでとても大事なことを3つに絞っていただいたと思います。

次に、2025年について伺いたいと思います。従来から進めてきておられる適正処理、循環型社会形成のための3Rの推進、そして廃棄物処理分野における脱炭素化対策などについては、引き続き重要な施策として取り組まれるものと思います。2025年度において特

に重要な施策をいくつか挙げていただきたいと思います。

松崎課長：全体としては、一般廃棄物処理においては適正処理の確保を大前提とし、平時の取組みとして、持続可能な処理事業ができるような対策を取ること、3R+Renewableといった資源循環を一層進めていくこと、気候変動対策として脱炭素化の推進を一般廃棄物処理分野でも進めていくこと、これら3点が特に重要な施策の柱になると考えています。それと併せて、これらの平時の取組みをベースとした災害時の対応が言うまでもなく重要であり、これら平時と災害時の施策を相互に関連させながら一体的に推進していく必要があると考えております。

個別の施策で申し上げると、先ほど申し上げた災害廃棄物対策を含む4点に加えて、個別のトピックスとしてここでは2点ほどご紹介したいと思います。

【一般廃棄物処理システム指針の改正】

まず1点目は資源循環に関する分野で、一般廃棄物処理システム指針の改正です。

昨年8月に閣議決定された第5次循環型社会形成推進基本計画において「循環経済への移行」を国家戦略として掲げ、資源循環の取組みを一層拡大していく方針を打ち出しています。一般廃棄物処理の分野におきましても、適正処理を確保しつつ、排出削減とともに分別・再資源化等を推進することにより焼却量削減の取組みを一層進め、資源循環型の一般廃棄物処理システムの構築を促進することが重要です。

再資源化を進めるにあたっては、適切な分別収集がより一層重要になると考えています。環境省では、一般廃棄物の標準的な分別収集区分やリサイクル、エネルギー回収、最終

処分等の処理の考え方を示す「市町村における循環型社会づくりに向けた一般廃棄物処理システムの指針」を公表しておりますが、プラスチック資源循環法の施行による製品プラスチックの分別収集の普及や、有機性廃棄物の焼却処理から資源循環への転換、また、資源循環の促進のための分散型回収拠点の整備等が求められる最新の社会情勢、周辺状況の変化などを踏まえて、このシステム指針の改訂作業を行っています。

また、有機性廃棄物に関しましては、市町村等が実施する可燃性廃棄物（生ごみ・廃食用油・剪定枝）の分別収集及び適正な循環的利用に要する経費について、総務省にご協力いただき、令和7年度から新たに特別交付税措置を講ずる等の対応も予定しております。

これらを含めて、市町村等による資源循環の取組みの後押しをしっかりと進めていきたいと考えております。

【リチウム蓄電池発火対策】

2点目は、リチウム蓄電池発火対策です。近年、廃棄物処理施設や収集運搬車両においてリチウム蓄電池及びリチウム蓄電池を使用した製品に起因する火災事故等が頻繁に発生しています（図2）。令和4年度には4,260件

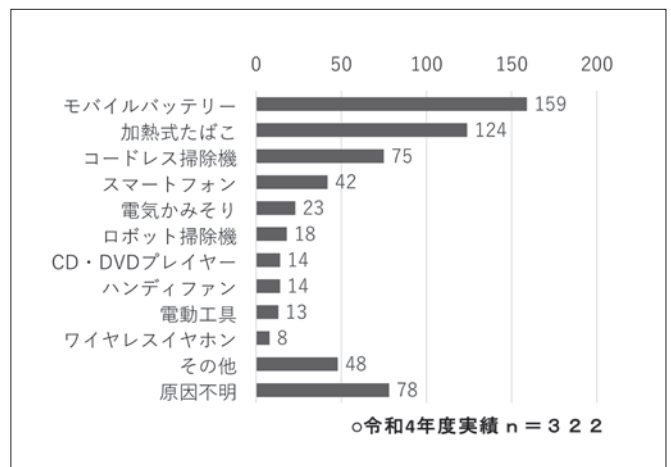


図2 二次電池に起因した火災等の発生品目（複数回答）

出典：環境省資料

発生しており、深刻な課題となっています。

環境省はこれまで、リチウム蓄電池対策に関する基礎調査や効果的な回収体制の構築等を支援するモデル事業などを行い、そこで得られた成果等を「リチウム蓄電池等処理困難物対策集」としてとりまとめて公表し、その更新・アップデートを毎年度行い、自治体間での好事例の横展開を図っています。また、自治体等での使用を想定したポスターなどの啓発ツールの作成や、製造事業者等と連携した市民向けの回収キャンペーンなど、分別回収の重要性等に関する普及啓発も継続的に実施してきました。

さらに、廃棄物処理法に基づく広域認定制度を活用し、令和3年度には加熱式たばこの喫煙器具を同認定制度の対象品目に追加するなど、製造事業者等による処理体制の構築も合わせて支援してきたところです。

今後は、リチウム蓄電池やその使用製品の効果的な回収体制構築等を支援するモデル事業や普及啓発を引き続き実施するとともに、資源有効利用促進法による製造事業者等の自主回収・再資源化の更なる促進、小型家電リサイクル法に基づくリサイクラーによる再資源化の取組みの推進、再資源化事業等高度化法に基づく製造事業者等と廃棄物処分業者が連携したリチウム蓄電池等の更なる分別回収の推進などにより、火災事故等の防止を通じた安全対策を一層推進していきたいと考えております。

■ 4. 今後のごみ処理施設整備の方向性

坂 川：ありがとうございます。今、ご説明のありましたリチウム蓄電池の対策に関しましては、全国各地で事故が起きていますので取組みが一層進むことを期待しております。

次に、今後のごみ処理施設整備の方向性などについて、お伺いしたいと思っております。自治体が強い関心を持っている循環型社会形成推進交付金等の来年度予算案などについて

ご説明をお願いします。

松崎課長：

【循環交付金等の来年度予算案】

今仰っていただきましたように、全国の自治体の方々の関心が非常に高い分野と受け止めています。全国的に多くの一般廃棄物処理施設が老朽化等により更新・整備をしないという状況であり、更新需要は年を追うごとに増えています。これに対応するため、令和6年度補正予算で1,101億円、また令和7年度当初予算案で561億円の合計1,662億円を計上しており、必要な財源確保に向け、現在最大限対応しているところです。

また、持続可能な一般廃棄物処理施設整備の観点から、この循環型社会形成推進交付金等制度の追加的な見直しも必要に応じて実施していく予定です。今後、交付要綱等の改正により内容を具体化することとなりますが、令和7年度の循環型社会形成推進交付金等では、

- ①「広域化・集約化の更なる促進に資する施策」として、長期広域化・集約化計画に沿った集約化を前提とし、集約化までの期間における施設の延命化対策として実施する基幹改造事業の新設や先進的な広域化・集約化に伴う廃棄物処理施設の解体支援策の導入
 - ②「資源循環の強化に資する施策」として、可燃物の焼却量低減に繋がるよう、回収品目に関する要件等を設定したうえで、分散型資源回収拠点の整備事業の新設
 - ③「中長期的な更新需要抑制に資する施策」として、ごみ焼却施設の新設時における整備事業費の単年度当たりの上限割合の平準化の検討の要件化
- などを予定しています。

引き続き、全国の自治体の皆様には施設整備の更新需要の平準化に最大限努めていただきますとともに、廃棄物の発生抑制や資源循



松崎裕司廃棄物適正処理推進課長

環・リサイクルについて自治体と住民の方々のご理解・ご協力が今後一層必要になりますので、是非ご協力いただければと考えております。

坂 川：ありがとうございます。環境省では従来からごみ処理施設の広域化を進めていますが、それに加えて、昨年3月29日に、「中長期における持続可能な適正処理の確保に向けたごみ処理の広域化及びごみ処理施設の集約化について」という通知が発出されました。この通知では、都道府県が長期広域化・集約化計画を策定することを求めています。その進捗具合は如何でしょうか？

松崎課長：

【広域化計画の策定状況】

現時点においては同通知に基づく長期広域化・集約化計画を策定した都道府県はございませんが、長期広域化・集約化の策定に係る都道府県への支援メニューを令和6年度から新たに設け、来年度の予定も含めますと16自治体においてこのメニューを活用して計画策定を進めていただいているところでございます。また一部の自治体においては管下市町村への説明会も実施するなど、各都道府県におかれては長期広域化・集約化計画の策定に向

けて前向きに取り組んでいただいているものと理解しております。将来にわたって持続可能な一般廃棄物の適正処理を確保する観点から、この長期広域化・集約化計画は、すべての都道府県で令和9年度末までに計画を策定いただきたいと考えております。その観点から、今申し上げました交付金の計画策定支援メニューに加えて、説明会の実施や技術的助言など、環境省としても後押ししてまいります。

坂 川：ごみ処理施設の整備に関することで気になりますのは、コストアップのことです。建設費が近年高騰して自治体としても困った状況になっています。また、建設費の高騰が循環交付金の予算のひっ迫の一因となっていると思われます。令和5年には、日本環境衛生センターが低コスト化について報告書を取りまとめ、環境省にお渡ししました。施設整備の低コスト化対策に関しては、どのような対策を講じているのでしょうか？

松崎課長：

【低コスト化の対応状況】

貴センターからいただきました報告書のご提案や近年の一般廃棄物焼却施設の建設・運用実態なども踏まえ、施設建設時や維持管理時におけるコスト低減にも寄与するような施設規模の適正化などに繋がる施策を昨年の3月にお示ししており、原則として令和10年度以降の新たな整備事業に対してこの施策を本格的に適用するということとしております。この施策を通じて廃棄物処理施設の整備コストの最適化や抑制の観点から一定の効果が得られるものと考えております。トン単価の上限値は、資材価格の向上等も踏まえた形で設定することとしており、国交省で公表されているいわゆるデフレーター指標も踏まえ上限値の見直しを定期的に行うこととしています。

また、平成18年度に策定した「廃棄物処理施設建設工事の入札・契約の手引き」につい

でも、近年の契約方式の動向等も踏まえ、現在改訂に向けた検討を行っているところです。自治体の状況等を踏まえたうえで、より良い改正ができるように対応していきたいと考えております。

坂 川：ありがとうございました。リサイクルを進めることにより施設規模を抑えることができれば、低コスト化に繋がります。

一方で、我が国のごみのリサイクル率を見ますと、平成22年度の20.8%がピークで、その後は横ばい、またはわずかに低下し、令和4年度は19.6%となり、残念ながら少し下がっているという状況です。容器包装プラスチックに加えて製品プラスチックのリサイクルも行われているとのことがありました。プラスチック資源循環促進法が令和4年4月に施行されたことを受けての見通しや、リサイクルをさらに進めるための方策について、お聞きしたいと思います。

松崎課長：

【プラ法等に基づくプラスチックの資源化の取組み】

資源循環の基本的な考え方などについては、循環型社会形成推進基本計画に定められたとおりです。プラスチックに限らず、できるだけ単純焼却せずに、リサイクルできるものについては回収・分別の工夫を行うことによって資源循環が進むような方向を目指す必要があると考えています。また、循環交付金等の施設整備支援予算においてトン単価の上限値の設定を行いました。施設整備の算定式における1人1日当たりの焼却ごみ量についても上限値を設け、ごみ処理の有料化を進めているところに配慮しつつ、焼却量の低減に繋がる施策を講じております。

そのうえで、今ご指摘いただいたプラスチック資源循環促進法に関して、施行から3年近くが経過した今の状況を概括ご紹介させていただきます。

環境配慮設計については、先進的に国の法律に沿った認定を受け入れるような動きも見られています。政府としてもグリーン購入や政府調達といった形でサポートしています。同法に基づきプラスチック使用製品廃棄物の回収を既に開始している、または令和6年度中に開始する予定の地方公共団体数は102まで増加しており、令和7年度はさらに多くの地方公共団体において開始される予定です。また、同法第33条に基づく再商品化計画については、昨年度までに14件の認定を行ったほか、今年度も現時点で新たに13の地方公共団体に対して認定を行いました。また、同法第39条に基づく自主回収・再資源化事業計画についてはこれまで計5件、同法第48条に基づく再資源化事業計画についても計6件の認定を行っており、現在も多くの事業者から相談を受けているところです。

このように、企業や自治体におけるプラスチック資源循環に対する積極的な姿勢が顕在化していると感じており、これから本格化していくものと見込んでおります。

環境省では、各地域においてこれらの取組みが成立する仕組みになるよう必要な助言を行うとともに、モデル事業等も実施し、その成果を踏まえたガイドラインを作成するなど、初めて分別回収に取り組む自治体においてもスムーズに取り組めるよう、技術的支援等も行っております。

今後とも、自治体や企業の方々とのコミュニケーションをより密に取っていきながら、後押しをしていきたいと考えております。全国7カ所の地方環境事務所にもプラスチック資源循環を担う担当をそれぞれ配置しており、本省と地方環境事務所が一体となってプラスチック資源循環の取組みへの支援を一層進めていきたいと考えております。

■5. 災害廃棄物対策

坂 川：プラスチック資源循環促進法に基づ

く様々な取組みが全国で進みつつあるということがよくわかりました。ありがとうございました。

次に、冒頭にも申し上げました災害廃棄物対策についてお聞きます。能登半島では、昨年元日に発生した地震だけでなく昨年9月には豪雨災害も発生し、被災地では非常に厳しい状況にあります。現在の能登半島における公費解体や災害廃棄物の処理状況について教えていただければと思います。

松崎課長：

【公費解体・災害廃棄物処理の進捗状況】

令和6年能登半島地震の発災直後の初動期においては、石川県庁に設置された政府現地対策本部に環境省職員を派遣するとともに、奥能登の被災6市町にも職員を派遣し、被災自治体のニーズに即してきめ細かな対応を実施してきました。また、災害廃棄物処理支援ネットワーク（D.Waste-Net）メンバーの派遣協力による現地支援を行うとともに、関係

団体・事業者の方々にご協力いただき、避難所等の仮設トイレからのし尿の回収や生活ごみの収集運搬・処理体制の確保に関する集中的な支援も行いました。日本環境衛生センターの皆様には、仮置場の開設・管理などに係る技術的助言等の現地支援をいただき、改めて感謝申し上げます。

公費解体につきましては、昨年1月に「公費解体・撤去マニュアル」を策定し、その後、数次にわたる改訂を行ったところです。また、昨年5月には、公費解体の申請手続の更なる円滑化の観点から、法務省と連名での事務連絡を発出し、損壊家屋等のうち建物性が失われた倒壊家屋等は関係者全員の同意取得を不要とするなど、申請手続の合理化・簡素化を行ってまいりました。また被災市町における申請受付事務への人的支援や申請書類の合理化の周知等の申請手続の円滑化や、工事前調整を担う補償コンサルタントの体制確保・強化等を図ることにより、公費解体の申請から解体工事の完了までの各種目詰まりの解消を



図3 令和7年10月までの解体完了、同年度末までの災害廃棄物処理完了を目指し、解体・撤去を推進

出典：環境省、「災害廃棄物（公費解体）の推進について」、<https://www.env.go.jp/content/000271208.pdf>、（参照2025年2月18日）

行うなど、様々な観点から公費解体の加速化を支援してきたところです。

また、解体工事の加速化に伴い解体廃棄物が大幅に増える状況も踏まえ、各市町において仮置場の更なる確保等を図るとともに、石川県とも連携し、環境省において県外の処理先の確保の受入れ調整などにも積極的に取り組み、車両輸送に加え海上輸送や鉄道輸送等も活用して、広域処理を進めているところです。広域処理にあたっては、北陸・中部・関東・近畿各ブロックの自治体の皆様及び関係事業者の皆様にも多大なご協力をいただいております。深く感謝申し上げます。

このように令和6年能登半島地震の被災地の皆様が復旧に向け大変な努力をされている中、その途上において、昨年9月に奥能登で大規模な豪雨災害が発生しました。このような非常に厳しい状況等を踏まえ、大雨災害による災害廃棄物処理についても、特例的に、特定非常災害に指定された令和6年能登半島地震と同水準の支援を行うとともに、半壊以上の家屋等の解体を支援対象とすることといたしました。

石川県における公費解体の進捗ですが、昨年末時点で申請棟数34,839棟、解体完了棟数14,152棟となり、昨年末の中間目標（約12,000棟解体）を達成し、計画を上回るペースで進捗しております。今年10月までの公費解体の完了と来年度末までの災害廃棄物処理完了を目指して、災害廃棄物の県外への広域処理体制の強化も含め、今後とも石川県と緊密に連携しながら、引き続き被災市町を全力で支援していきたいと考えております（図3）。

坂 川：能登半島における災害廃棄物の処理と公費解体の状況がよくわかりました。ありがとうございます。

私は2011年に東北地方太平洋沖地震が発生したとき、当時の環境省廃棄物・リサイクル対策部におりました。当時は、今と比べますと災害への備えが不足してしまして、大量の

災害廃棄物が発生した場合に、一体何から手をつければ良いのか、そしてどのような手順で対策を進めるべきなのかを一から考えなければなりません。おそらく、それぞれの自治体においても同様だったのではないだろうかと思います。その教訓を踏まえまして、その後は、災害時に備えた災害廃棄物の処理に関する計画を事前に作成し、被災地を支援する体制も事前に準備するようになりました。そのような事前の備えが、今回の能登半島地震において役に立ったのではないかと考えられますが、いかがでしょうか？

松崎課長：

【全体】

平成27年の廃棄物処理法改正も含め、東日本大震災の経験を生かそうと様々な対策に取り組んできました。その後発生した災害に対して、法改正以降に積み上げてきた様々な取り組みが活かされ、今回の能登半島地震においても最大限活用しつつ鋭意取り組んでいます。その意味では、東日本大震災発災当時に廃棄物・リサイクル対策部企画課長でいらっしゃった坂川専務理事をはじめ各方面の方々が苦勞されながら取り組まれてきたことは、その後の大規模災害への対応に着実に活かされていると実感しています。私は、廃棄物処理法改正が成立した直後の平成27年8月に当時の廃棄物対策課（今の廃棄物適正処理推進課）の総括補佐に着任し、離任後の他部局からの応援派遣も含め、平成28年熊本地震、平成30年西日本豪雨、令和元年東日本台風、令和2年7月豪雨など、様々な災害での災害廃棄物支援業務に携わってきました。平成27年法改正後に発生したこれらの災害への対応を行いつつ、その対応経験等を踏まえて指針や手引き、マニュアル等の策定・改訂や支援の仕組みの充実等を行い、これらの取組みをその後の災害に活かすといった形で対策の充実を図ってきました。今般の令和6年能登半島地震についても、被災地での現下の公費解体・

災害廃棄物処理の推進支援を引き続き鋭意行うとともに、その経験を踏まえ今後の大規模災害に備えた体制整備・強化に着実に取り組んでいくことが大事だと考えております。

【平成27年廃棄物処理法等改正について】

平成27年の廃棄物処理法改正のポイントは、大きく2点ございます。1点目として、平時の備えを強化するための関連規定を設けました。具体的には国、都道府県、市町村及び民間事業者が災害廃棄物について連携・協力しながら役割分担して取り組む責務を有しているという基本理念を明記するとともに、国及び都道府県が平時から災害廃棄物処理の基本方針・処理計画に基づき災害時の備えを実施することが盛り込まれました。2点目として、災害時における廃棄物処理施設の新設・活用等に係る特例措置の整備も行いました。また、災害対策基本法の改正では、東日本大震災やそれ以上の規模を想定した大規模災害から生じる廃棄物処理の指針の策定や環境大臣による処理の代行措置の整備を行っています。

この改正を受け、廃棄物処理法に基づく基本方針において、「非常災害時における施策」という項目を新たに設け、必要な事項・内容を盛り込んでいます。

【平成27年法改正以降の国による各種取組み】

この法改正を踏まえて行ってきたいくつかの施策・取組みを簡単に紹介します。大規模災害に対処するためには県域を越えた地域ブロックでの取組みが重要となることから、平成27年11月に「大規模災害発生時における災害廃棄物対策行動指針」を策定するとともに、地方環境事務所が中心となり、地域ブロック協議会等を全国8カ所に設置し、地域ブロック別の行動計画の策定・改訂を行ってきました。また、各自治体が策定する災害廃棄物処理計画の策定等への助言、各自治体が行う研修・訓練への協力等に取り組んできたところ

です。

さらに、「災害廃棄物対策指針」を平成30年に全面改訂し、技術資料や参考資料を段階的に充実させるとともに、発災後の初動対策に重点を置いた「災害時の一般廃棄物処理に関する初動対応の手引き」を令和元年に策定し、令和3年に改訂しました。関連動画も順次作成してきました。これらの様々な取組み・関連資料等は、環境省の災害廃棄物対策専用ウェブサイトに掲載しており、地方自治体や関連事業者等に活用いただいています。

また、発災時においては、環境省職員の派遣に加え、技術的支援・人的支援の仕組みを設けてきました。具体的には、災害廃棄物処理支援ネットワーク（D.Waste-Net）（平成27年）や災害廃棄物処理支援員制度（人材バンク）（令和2年）を設け、発災時にその災害の特性・状況等に応じて現地支援のご協力をいただいております。

財政支援については、災害が発生した場合に災害等廃棄物処理事業費補助金や廃棄物処理施設復旧補助金を必要額計上し、補助制度やその運用等の見直し等も行いつつ、被災市町に活用いただいております。

これらの各種施策・取組みの実施にあたっては、災害廃棄物対策推進検討会等において主な災害における対応や取組みの報告・検証等を行い、有識者のご助言等をいただきながら、支援制度やその運用の充実等に繋げてきております。今後とも令和6年能登半島地震等への支援に取り組むとともに、検討会において能登半島地震等の経験も踏まえた今後の大規模災害に備えた体制整備・強化の検討も行うことにより、災害廃棄物対策の更なる充実に繋げていきたいと考えております。

【自治体による災害廃棄物処理計画の重要性】

また、地方自治体における平時の備えとして一番重要なのが、災害廃棄物処理計画の策定と実効性向上のための改訂・運用です。平成27年法改正の後、平成30年に「災害廃棄物

対策指針」を全面改訂するとともに、各地方環境事務所が中心となってモデル事業等も行ってきました。

さらに、令和5年には災害廃棄物処理計画策定・点検ガイドラインを作成・周知するなどの取組みを継続的に行っています。

このような取組みの結果、地方自治体における災害廃棄物処理計画の策定率は、令和4年度末時点で都道府県は100%、市区町村は80%となりました。第5次循環型社会形成推進基本計画では、災害廃棄物処理計画の策定率について、都道府県の100%に加え、市区町村も100%という2030年度目標を新たに設定したところです。

石川県内では、能登半島地震発生時にすべての自治体でこの災害廃棄物処理計画は策定済でした。これにより、仮置場の選定や、関係団体等との災害協定などを最大限活用いただき、災害廃棄物対応に活かされたものと考えております。今後は、災害廃棄物処理計画の策定率100%達成はもとより、計画見直しによる計画の実効性向上も大変重要な取組みと考えておりまして、計画の実効性向上のための改訂に関する自治体への支援にもしっかり取り組んでいきたいと考えております。

坂 川：最後のほうでご説明がありましたように、計画の見直しによる実効性向上も重要というところ、まさにそのとおりだと思いますし、また、国においても自治体においても人事異動があって経験者がまた次の人に代わっていつてしまう、そういった状況でどのように知見を上手く引継いでいくのかということも大変大事ではないか、と思いながら今のお話をお聞きしました。ありがとうございます。被災地における災害廃棄物の処理と復旧が早く進みますことをお祈りします。

本日は長時間にわたりインタビューに応じ

ていただき、また、とても詳しくご説明いただき、大変ありがとうございました。お聞きした多くの施策が一層進みますこと、そして今年は何と言っても、大きな災害が発生しないことを祈念いたします。最後に、読者に向けたメッセージがありましたら、お願いします。

松崎課長：本日は、このような貴重な機会をいただき、ありがとうございました。

一般廃棄物の処理は、地域の生活に密着した、また、地域の公衆衛生・環境保全の確保にとって欠かせない、必要不可欠な行政サービスです。一般廃棄物は日々発生するものであり、それを適正処理することが地域の公衆衛生・環境保全の確保のためになくてはならないものである、ということを改めて申し上げたいと思います。回収から収集運搬・中間処理・再生利用・最終処分まで行う、この一連の処理体制をハード・ソフト両面で持続的なものにしていくことが何よりも重要です。その最前線を担っていらっしゃるのが、まさに全国の市区町村の方々やそれに携わる民間事業者の方々であり、これらすべての関係者の皆様に改めて感謝を申し上げます。

また、一般廃棄物処理は、資源循環や脱炭素化の推進、また、災害対応などの課題とも密接不可分な関係にあります。環境省としては、これら様々な課題に的確に対応しつつ、一般廃棄物処理が将来にわたって持続可能なものとなるよう、現下の政策課題のみならず、中長期的な課題にも対応できるよう、様々な観点から施策の立案・実施をし、全国の市町村、民間事業者、関係皆様への支援をしっかりと行っていきたいと考えております。

関係の皆様におかれましては、地域にとって非常に重要な一般廃棄物行政の一層の推進へのご協力をよろしくお願い申し上げます。